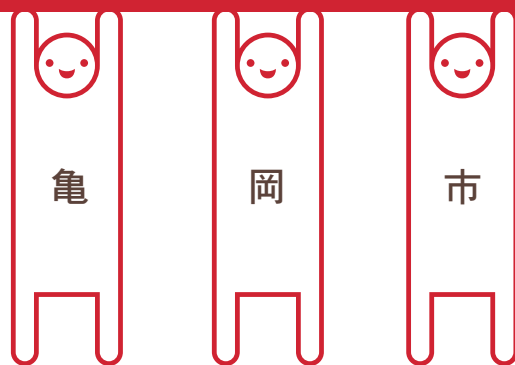


支えあい あなたと築く まちづくりプラン

— 亀岡市まちづくり協働推進実施計画 —



はじめに

近年の少子・高齢社会の進行、国際化並びに情報化社会への急激な変貌、さらには、本格的な地方分権社会へと社会全体が大きく変化しています。これとあいまって、人々の価値観も量的・物的な充足から質的・心的な満足を求める時代へと変化してきており、同時に環境問題への意識の高まりや阪神・淡路大震災を機にボランティアやNPO活動が活発化したことなどでも分かるように、社会貢献意識が高まってきました。



本市においても、NPOや市民活動が広がりつつあり、まちづくりの担い手として大きな期待と感心が寄せられています。このように、市民の主体的な参画による協働のまちづくりは、個性あるまちづくりにつながるものと考えております。

このため本市では、平成19年6月に、市民公募委員を中心とした「亀岡市まちづくり協働検討委員会」を設置し、平成20年3月に「亀岡市まちづくり協働推進指針」を策定しました。そして、平成20・21年度には「亀岡市まちづくり協働推進委員会」を設置し、指針の具現化を目指すため、検討・協議を重ね、5年計画の「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」を策定することができました。

私は、市長に就任以来、「安全・安心」をすべての行政施策の基本に据え、市民参画のもと、日本で初めてWHO（世界保健機関）の「セーフコミュニティ」認証を取得するなど、「安全・安心こそ最大の福祉である」との揺るぎない信念を持ち、市政推進に取り組んでまいりました。これからも、この実施計画に沿って市民の皆さまとの協働により、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、貴重なアイデアやご意見、ご提言をいただきました亀岡市まちづくり協働推進委員会の委員の皆さまをはじめ、市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成22年3月

亀岡市長

栗山正隆

■ 全体構成

I 協働のまちづくりの基本的な考え方

1. 市民協働の概念

市民参画と協働の輪を広げ、豊かで魅力があり、誰もが愛着心を持てるまちづくり

2. 協働の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

- ◆相互理解と相互尊重
- ◆開かれたプロセス
- ◆多様な意見の把握・反映
- ◆亀岡らしさの発揮

(2) 市民と行政の役割

(市民の役割)

- ◆市民活動への積極的な参画・参加
- ◆まちづくりや計画への積極的な提案
- ◆市民活動の情報発信・公開

(行政の役割)

- ◆協働への意識改革、技術・能力の向上
- ◆協働への体制・仕組みの整備
- ◆市民が活動しやすい環境づくり

3. 計画の期間

平成 22 年度～平成 26 年度

4. 他の計画との整合性

第 4 次亀岡市総合計画等との調整・整合

II 協働推進のための取組みと施策

1. 市民活動の支援

- (1) 市民意向の把握
- (2) 活動成果の発表の場づくり
- (3) 交流・活動機会の提供
- (4) 活動資金の確保への支援
- (5) 市民活動中間支援機能の充実
- (6) 市民活動支援の仕組みづくり

2. 情報受発信の強化

- (1) まちづくり情報受発信の充実

3. 協働推進の仕組みづくり

- (1) 共通目標の設定
- (2) 協働のルールづくり
- (3) 事業の見直し
- (4) 協働のまちづくり中間支援機能の充実・強化

4. 人材の育成

- (1) リーダー的人材の育成
- (2) 次世代まちづくり人材の育成
- (3) 熟年パワーの発揮
- (4) 大学・教育機関との連携強化

5. 推進体制の整備

- (1) 市行政の体制整備
- (2) 推進体制の整備
- (3) 京都府、他市町村との連携

III アクションプラン

1. 団体活動資金確保・支援制度の研究とモデル実施

2. まちづくり情報誌の作成・配布

3. まちづくり事業の協働ルールづくり

4. 企画提案型協働事業の実施

5. かめおか市民活動推進センターの活動強化

目 次

I 協働のまちづくりの基本的な考え方

1. 市民協働の概念	4
2. 協働の基本的な考え方	4
(1) 基本的な考え方	
①相互理解と相互尊重	
②開かれたプロセス	
③多様な意見の把握・反映	
④亀岡らしさの発揮	
(2) 市民と行政の役割	
①市民の役割	
②行政の役割	
3. 計画の期間	5
4. 他の計画との整合性	5

II 協働のまちづくりを推進するための取組みと施策

1. 市民活動の支援	6
(1) 市民意向の把握	
(2) 活動成果の発表の場づくり	
(3) 交流・活動機会の提供	
(4) 活動資金の確保への支援	
(5) 市民活動中間支援機能の充実	
(6) 市民活動支援の仕組みづくり	
2. 情報受発信の強化	9
(1) まちづくり情報受発信の充実	
3. 協働推進の仕組みづくり	10
(1) 共通目標の設定	
(2) 協働のルールづくり	
(3) 事業の見直し	
(4) 協働のまちづくり中間支援機能の充実・強化	
4. 人材の育成	12
(1) リーダー的人材の育成	
(2) 次世代まちづくり人材の育成	
(3) 熟年パワーの発揮	
(4) 大学・教育機関との連携強化	

5. 推進体制の整備	14
(1) 市行政の体制整備	
(2) 推進体制の整備	
(3) 京都府、他市町村との連携	

III アクションプラン

1. 団体活動資金確保・支援制度の研究	16
2. まちづくり情報誌の作成・配布	18
3. まちづくり事業の協働ルールづくり	20
4. 企画提案型協働事業の実施	22
5. かめおか市民活動推進センターの活動強化	24

参考資料編

I 協働のまちづくりの基本的な考え方

本市においては、生涯学習まちづくりの成果と広がりを見せる市民活動、そして社会経済情勢の変化を踏まえ、平成20年3月、「亀岡市まちづくり協働推進指針」を策定し、市民と行政の協働によるまちづくりへの新たな一歩を踏み出しました。

この実施計画は、「亀岡市まちづくり協働推進指針」を基本に、その考え方を具体的な実行へと進めていくために策定するものです。

計画の基本となる指針に位置づけられた市民協働（協働のまちづくり）の考え方は次のようになっています。あわせて、この計画の期間などを次のように定めます。

1. 市民協働の概念

まちづくり協働とは何かについて、「亀岡市まちづくり協働推進指針」は次のように述べており、本計画においても同様に定義します。

- ・協働とは、市民と行政が、市民生活の満足度を高めるため、開かれたプロセスのもと、対等なパートナーシップで取り組み、互いに成長していくこと
- ・市民活動とは、市民の自立的・主体的な参加のもと、不特定多数の市民の利益を実現していくために取り組む、営利を目的としない活動

この市民協働の概念に基づき、具体的に目指すまちづくりのビジョンは次のようなものです。

市民参画と協働の輪を広げ、豊かで魅力があり、
誰もが愛着心を持てるまちづくり

2. 協働の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

①相互理解と相互尊重 <意識づくり>

市民と行政は、相互理解と相互尊重を基礎に、パートナーシップに基づき、課題解決に取り組みます。

- ②開かれたプロセス <手法の整備>
協働のパートナーとして参画できる機会を提供します。
- ③多様な意見の把握・反映 <仕組みづくり>
多様な人々の意見・アイデアを把握し、その意見をまちづくりに反映していくことのできる仕組みづくりに努めます。
- ④亀岡らしさの発揮 <環境の整備>
地域の個性や特徴を活かした協働の取組みを積極的に展開し、地域の愛着を感じられる亀岡らしさを発揮します。

(2) 市民と行政の役割

①市民の役割

- まちづくりへの主体的な意思と責任のもと、市民活動への積極的な参加・参画に取り組みます。
- まちづくりの政策決定や計画づくりへの積極的な提案を行います。
- 市民活動が広く社会に理解と信頼を得られるよう情報の発信・公開に努めます。

②行政の役割

<意識改革>

- 市民との協働で役割分担と連携のもとにまちづくりを進めます。
- 協働のまちづくりの理解、実行のため研修や体験機会の充実に努めます。
- 協働を推進することができる技術や能力の向上を図ります。

<体制整備>

- 計画の立案のプロセス、意見聴取・反映の仕組みの充実、事業の見直しに取り組みます。

<環境整備>

- 市民活動の活性化と育成、組織体制の充実、積極的な情報提供、活動・交流の場の提供、相談体制の充実など市民が活動しやすい環境整備に努めます。

3. 計画の期間

- ・平成22年度から、平成26年度のおおむね5年間とします。
- ・計画は、社会情勢の変化および市民協働の進展に応じて見直しを行います。

4. 他の計画との整合性

- ・本計画は、第4次亀岡市総合計画（夢ビジョン）、その他関連する計画と整合を図ります。

Ⅱ

協働のまちづくりを推進するための取組みと施策

1. 市民活動の支援

＜目標＞ 市民活動を支援する方法を考えて、活動を活発にします。

(1) 市民意向の把握

市民や市民活動団体が「協働のまちづくり」や「市民活動」にどのような参加意向や意見を持っているか、また、どのような参加意向や期待、不安を抱いているかなどを様々な機会を通じて調べ、「協働のまちづくり」の意識がどれくらい浸透しているかを把握し、市民活動の活性化などに、どのような支援が必要かを把握します。

①市民アンケートの実施

- 「協働まちづくり」や「市民活動」に対する認知度の変化
- まちづくり活動への参加実態や参加意欲の変化

②日常的な市民意見・提案の募集

- かめおか市民活動推進センターなどにおける意見箱の設置

(2) 活動成果の発表の場づくり

市内の市民活動団体の把握と、活動内容の紹介など活動成果が発表できる機会を充実していきます。

①常設の情報公開・提供の場所づくり

- 市民や企業の社会貢献活動を紹介するサロンの開設

②活動発表会の開催

- 実践活動や研究の発表会の定期的な開催
- 活動する市民や団体の交流、新たな参加者へのPR

(3) 交流・活動機会の提供

まちづくりなどの活動に参加・参画してみたいと考える個人に、体験する機会の提供や、多様な市民活動の総合的な情報提供など、新たな人材を活動に導く取組みを進めます。

また、新たなまちづくり活動の創出や、更なる効率・効果的な活動を促進するため、多様な出会いと交流の機会の提供に努めます。

①市民団体の活動にふれ、体験する場づくり

- 活動団体の取組みなどへの参加・体験するイベントの開催
- 「協働まちづくり」や「市民活動」に関する講演会の開催

②かめおか市民活動推進センター機能の充実

- 市民活動団体の日常的な情報提供
- 個人やグループに対する相談窓口（体験・ボランティア仲介）

(4) 活動資金の確保への支援

市民活動が活発になり、また、安定的に運営されるよう、市民活動団体が活動資金を確保するための多様な仕組みや制度づくりを進めます。

①活動資金を行政が支援する制度の研究

- 活動支援制度の事例研究（基金、ファンド、1%条例など）
- 市内団体の意向把握（使いやすい支援制度とは）

②団体のコミュニティビジネスの支援

- 研修会の実施（稼ぐ意識の啓発、稼ぐ方法や知識の取得）
- 仕事づくり（行政・企業からの委託、外注など）
- 団体や企業などとの仲介（仕事の紹介）

③団体の寄付募集の促進

- 研修会の実施（意識の啓発、寄付募集の方法や知識の取得）
- 市民への啓発（寄付文化の醸成）

④活動に係る費用の優遇・減免制度の研究

- 税金の優遇の研究
- 活動費用の補助（活動保険の補助、公共施設利用料の免除）

※1) ファンド…まちづくりでは、市民や企業からの寄付金や市費をファンド（基金）として積み立て、そのファンドを運用した利子や、ビジネス的な活動への投資など、市民活動を財政面から支援する仕組みです。

※2) 1%条例…市民が納税額の1%を応援したい団体に寄付できる制度（したくない人はしなくてもよい。千葉県市川市が実施）。市民は、税金の使い方（の一部）を自ら決めることができます。

※3) コミュニティビジネス…市民・地域が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法を使って解決し、また、その利益を地域に還元する事業。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、新たな創業や雇用の創出、コミュニティ活性化への寄与が期待され、その分野は福祉、子育て、観光、環境、教育、まちづくりなど、多岐にわたります。

(5) 市民活動中間支援機能の充実

NPOなどが安定的に継続して活動を続けていくため、組織運営に関するアドバイスやさまざまな情報の提供など、また民間のノウハウなどを活用し、日常的に気軽な相談のできる中間支援機能（団体を支援する機能）の充実に努めるとともに、市民活動の拠点を整備します。

①かめおか市民活動推進センター中間支援機能の拡充

- 運営体制の強化

②団体向けの学習・研修会の開催

- ホームページや広報紙の作成のための学習・研修会の開催
- 法令、会計、財務等に関する学習・研修会の開催

(6) 市民活動支援の仕組みづくり

行政の立場からも、市民活動を「新たな公共」を担うまちづくりの主要なパートナーと位置づけて、その活動を促進する行政の担当セクションの充実に努めます。

①行政総合窓口の充実

- 「協働まちづくり」や「市民活動支援」に関する相談を受ける窓口の充実と広報

②専門人材の充実

- 「協働まちづくり」や「市民活動支援」に関する専門知識やノウハウを持った人材（担当者、相談員）の育成

2. 情報受発信の強化

＜目標＞ 情報の受発信を効果的に行う仕組みづくりを進めます。

(1) まちづくり情報受発信の充実

「協働のまちづくり」や「市民活動」に関する情報を、市民や企業に対して積極的に発信し、活動への理解と啓発に努めていきます。

また、市民活動や協働のまちづくりに取り組む個人・団体に対して、ほかの団体の情報や、各種支援制度の情報を提供していきます。

①行政の広報による団体PR

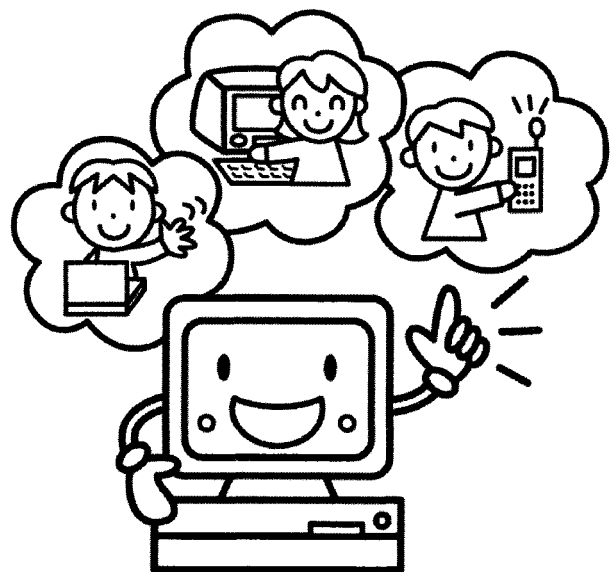
- 市広報紙、広報番組、亀岡市ホームページで、団体紹介としての市民や活動団体の情報発信

②市民活動情報Webサイトの開設

- 市民が閲覧して、総合的な情報を得られるWebサイトの開設

③まちづくり情報誌の作成・配布

- 「協働まちづくり」「市民活動」に関する啓発パンフレットの作成
- 活動事例集の作成



3. 協働推進の仕組みづくり

＜目標＞ 協働のまちづくりを円滑に進める仕組みをつくりまします。

(1) 共通目標の設定

「協働のまちづくり」を円滑に進め、「市民活動」を積極的に支援していくため、市民や団体、企業、行政がお互いに共有し、力をあわせて目指す、具体的で分かりやすい「目標値」の設定を検討します。

①協働事業を評価する仕組みの整備

- 計画の目標値の明確化
- 「協働まちづくり」の進捗状況の評価・計画の見直し

(2) 協働のルールづくり

協働のまちづくりを総合的かつ体系的に進めていくために、市民と企業、行政がともに共有できる、協働に関するルール（相互理解と相互尊重、開かれたプロセス、多様な意見の把握・反映、亀岡らしさの発揮）を啓発していきます。

①企画提案型協働事業の実施

- 市民や団体から、行政との協働で取り組みたい事業を募集し、効果的な事業を審査し、実行

②事業の企画段階からの市民参画

- 事業の構想段階から計画、実施、検証（評価）、見直しまで、各段階における市民の参画

(3) 事業の見直し

「協働のルール」を明確化し、行政が実施している事業について「協働」の視点から見直しを行い、協働が望ましい事業を整理します。

また、協働のまちづくりの進捗状況について調査・整理し、市民参加による事業進捗の評価および見直しを提言する委員会組織の設置を検討します。

①協働の視点による事業の検証・評価

- 「協働」が望ましい、あるいは「協働」によって効率化や高度化が期待される事業の整理

②協働まちづくり評価組織の設置

- 市民・行政の協働による第三者組織の設置検討
- 計画の進捗状況の把握・整理・評価と計画の見直し

(4) 協働のまちづくり中間支援機能の充実・強化

「協働まちづくり」を継続的に推進していくため、専門的知識や技能を持つコーディネーターの配置など、市民・企業と行政を仲介・調整する中間支援機能の充実・強化に努めます。

①協働推進の中間支援機能の拡充

- 「協働まちづくり」をコーディネートする、かめおか市民活動推進センターの充実（体制、仕組み）



4. 人材の育成

<目標> 協働のまちづくりを進める人材育成に努めます。

(1) リーダー的人材の育成

団体同士の交流や協働のまちづくりにおいて、コーディネートやプロデュースができるリーダー的人材の育成に努めます。

①リーダー的人材の養成

- リーダーシップや意識・技術を養う講座の開催
- リーダーや団体同士の交流会の開催

②団体の中核人材の育成

- NPOの運営ノウハウを学ぶテーマ型研修の開催
- 組織のマネジメントや経理の経験を有する人材の発掘・活用

③人材活用の仕組みづくり

- 「まちづくり人材バンク」の活性化（登録、派遣）

※1) まちづくり人材バンク…特別なノウハウや技術、専門的な知識を生かし、さまざまな分野で活躍する市民人材に関する情報を登録、公表し、個人・団体のまちづくり活動に活用してもらうための制度です。講師やボランティアとしての派遣、協働事業、行政の各種委員会などへの登用など。

(2) 次世代まちづくり人材の育成

子どもたちや、青少年の主体的な活動を応援するとともに、まちづくり活動や地域の取組みへの参加・体験の機会づくりを通じて、まちに愛着と誇りをもって、次代のまちづくりを担う、子ども人材の育成に努めます。

①学習体験機会の創出

- 学校における児童・生徒の実践体験の機会づくり
(地域の歴史文化学習、環境リサイクル、スポーツ、食育など)

②地域活動体験機会の創出

- ボランティア体験機会の創出
- 環境（緑化・リサイクル）、産業（商業、農業）、福祉など

(3) 熟年パワーの発揮

豊かな経験や技能、ネットワークなどを有する熟年人材が地域社会との関わりを持てる機会を創出し、その力を地域で発揮して活躍し、生きがいを持って過ごせる仕組みづくりを進めます。

①交流機会の創出

- 熟年世代同士の交流機会づくり（サロン、イベントなど）
- 多世代の交流機会づくり（親子3世代イベントなど）

②熟年世代の意識啓発

- 熟年世代向けのまちづくりについて学ぶ場づくり
- 熟年世代の人材募集や紹介（まちづくり、産業など）

（４）大学・研究機関との連携強化

大学・研究所との協働により、「協働まちづくり」や「市民活動」への研究者・学生の参加・参画を促進していきます。

また、大学・研究所の有する専門的な研究成果を活かし、まちづくり人材の育成に努めます。

①協働のまちづくり講座の開催

- 大学と地域の連携によるカリキュラムづくり
- 地域による学生・市民への体験機会の提供

②協働のまちづくり調査研究プログラムの実施

- 「協働まちづくり」に関する調査研究

③人材育成プログラムの開発・実施

- 市民団体などからの要請に応じた専門的な学習プログラムの開発



5. 推進体制の整備

＜目標＞ 協働のまちづくりを推進する体制の整備を進めます。

(1) 市行政の体制整備

市民活動の促進や、NPOをはじめとする市民団体との協働を全庁的に推進するための亀岡市行政の体制づくりに努めます。

① (市庁内) 協働推進会議の設置

●庁内における「協働まちづくり」を推進・検討する部横断的（総合的）な推進組織の設置

② 職員の意識改革

●「協働まちづくり」についての職員研修の実施

(2) 推進体制の整備

協働のまちづくりを総合的、体系的に推進していくため、必要な検討を行う組織の設置や制度づくりなど、市民と行政がともに参画する推進体制づくりを進めます。

① 市民協働推進委員会の設置

●市民と行政の協働により、計画の進捗状況の把握・評価、改善策の提案を行う推進組織の設置

(3) 京都府、他市町村との連携

市民やNPO、企業等の活動は市内にとどまらない広域的な活動であり、また交通・情報システムの整備に伴いますます広域化していることから、京都府、そして近隣の市町村との連携を図りながら、各種施策を推進していきます。

① 関係機関との交流の推進

●京都府、近隣市町村や、市民活動を支援する機関・団体との交流・情報交換

Ⅲ アクションプラン

協働のまちづくりを推進する施策の中でも、特に重点的に取り組むものをアクションプランとして、次のように示します。想定スケジュールは状況に応じて見直しや前倒しを図っていきます。

アクションプラン1 団体活動資金確保・支援制度の研究とモデル実施

目標

- 市民団体の主体的な活動費獲得の活動を実践
- 活動費の支援モデル事業の実践

アクションプラン2 まちづくり情報誌の作成・配布

目標

- 協働による啓発冊子の発行

アクションプラン3 まちづくり事業の協働ルールづくり

目標

- 協働ルール（試案）の設定と仮導入
- ルール（試案）に応じた目標値（％）の設定

アクションプラン4 企画提案型協働事業の実施

目標

- 市民団体の応募案件数、目標値の設定（件数）
- 提案型協働事業 モデル事業の実践

アクションプラン5 かめおか市民活動推進センターの活動強化

目標

- 「協働まちづくり」の認知度の向上（市民アンケートなど）
- 常設展示場所・情報サイトの開設
- かめおか市民活動推進センター登録団体の増加

アクションプラン 1

団体活動資金確保・支援制度の研究とモデル実施

●活動費を得る方法の研究と、支援制度のモデルづくり

活動助成、施設などの使用料などの優遇・減免、寄付の募集、ビジネス展開など、市民活動団体がそれぞれの個性に応じて資金を確保する方法について研究します。

(狙い)

- 市民団体による活動資金の確保への意識づくり
- ふるさと納税制度の活用など、社会全体で市民活動の活動費を支援する制度づくり
- 活動費の安定的な確保による団体の継続・発展

【事業概要】

(1) 市内団体の活動費に関する調査

- ・市民活動団体の財政状況、活動費獲得の方法などについて、現状を調査
- ・課題の把握と支援の方法に関する期待（どのような方法、どのような内容の資金獲得が求められるかなど）の聴取

(2) 市内・他都市事例の整理

- ・市内活動団体、市外における先行事例の研究（成功・失敗例など）

(3) 各団体の連携による取組の検討

- ・ホームページなどによる寄付の呼び掛け
- ・コミュニティビジネスの相互支援

(4) 行政の活動費支援制度づくり

- ・団体の要請、財政状況を踏まえた支援の制度づくり

(5) モデル事業の実施

- ・モデル（先行）事業の実施
- ・市民（団体）・行政の協働による効果の検証

【市民・行政の役割】

◆市民・団体の役割

- ・現在の活動費の状況や課題、支援制度に対する期待に関する調査への協力
- ・成功・失敗事例に関する調査・検討
- ・各団体の連携事業の実行
- ・団体活動支援制度づくりへの積極的な参画

◆行政の役割

- ・他都市事例などに関する情報提供
- ・市民・団体の意向を踏まえた団体活動支援制度の整備
- ・ふるさと納税制度の効果的な活用の検討
- ・効果の評価・検証システムの構築

目標

- 市民団体の主体的な活動費獲得の活動を実践
- 活動費の支援モデル事業の実践

[想定スケジュール]

平成 22 年度 仕組みを研究する

- 市内団体の活動費に関する調査（アンケート、インタビューなど）
- 市内・他都市事例の整理
- ふるさと納税制度をはじめとする、寄付金制度や税控除制度の効果的な活用の検討
- 公的な活動費支援制度づくり
- 市民参画による、評価・検証システムの構築
- 各団体等による活動費獲得に関する勉強会、研修会などの実施（意識啓発）

平成 23 年度 できることからやってみる

- 各団体の連携などによる活動資金獲得の試験的实施
→共同寄付呼び掛けホームページの設置など
- 公的な活動費支援モデル事業の実施

平成 24～26 年度

<最初の取組みの良かったところ、悪かったところを話し合っ、改善する>

- 活動資金獲得の検証
- 公的な活動費支援モデル事業の検証

<改善した取組みをさらに実験する>

- 活動費獲得への勉強会、研修会等の継続
- 公的な活動費支援の第二次モデル事業の実施

<事業・制度を本格的に実行・情報発信する>

- 活動資金獲得への取組みの拡充
- 公的な活動費支援の制度化
- アクションプラン取組み成果のまとめ

※平成 22～23 年度の進捗を踏まえ、可能なところは前倒しで進めていきます。

アクションプラン 2

まちづくり情報誌の作成・配布

- 「まちづくり協働」「市民活動」に関する啓発パンフレット、活動事例集の作成・配布

市民活動団体の情報や具体的な活動事例（および市外の成功事例）をとりまとめたパンフレットや活動事例を市民・行政の協働で作成します。

（狙い）

- 先行事例の学習（刺激）による団体活動の効率化・高度化
- 市民への団体情報の発信
- 市民団体における新たなメンバーの獲得

【事業概要】

- （1）市民団体への呼び掛け
 - ・啓発冊子の作成への参画・協力の市民団体への呼び掛け
 - ・事業に協働・参画してくれる市民・団体の募集
- （2）パンフレットおよび活動事例集等の企画
 - ・パンフレットの目的、内容、作成プロセス（情報の集め方など）の検討
- （3）パンフレットおよび活動事例集 作成編集
 - ・情報収集、インタビュー、内容作成、編集レイアウト
 - ・市民・企業・団体などからの寄付募集など
- （4）印刷・製本
 - ・冊子の印刷・製本に係る校正作業
- （5）冊子PR、配布
 - ・冊子に関する積極的なPR、配布
 - ・記念シンポジウムの開催などの検討、運営

【市民・行政の役割】

- ◆市民・団体の役割
 - ・企画運営への参画
 - ・情報収集・インタビュー、編集、校正ほか実行への参画
 - ・市民・企業・団体からの寄付募集などへの参画
 - ・冊子PR、配布等の実行
- ◆行政の役割
 - ・市民団体への事前呼び掛け
 - ・企画運営および情報収集・編集の支援・協力

目標

- 協働による啓発冊子の発行

[想定スケジュール]

平成 22 年度 どんな冊子やパンフレットが良いのか話し合う

- 市内団体などへの冊子作成および企画運営への呼び掛け
- 編集会議の設置
- 編集方針の確定、一部情報の先行収集

平成 23 年度 コンテンツ(冊子の内容・情報)を集める

- 必要な情報の収集
→アンケート、インタビュー、資料収集
- 寄付募集や冊子のPR方法の検討
- 印刷・製本

平成 24～26 年度

<冊子をPRし、評判や評価を聞く>

- 市民・団体への冊子の紹介・PR、関連シンポジウムなどの開催
- 冊子の作成に関する検証

<改善点や情報更新の方法を話し合う>

- 編集会議によるコンテンツの改善点などの検討
- 情報の更新方法の検討

<新たな冊子づくり(または情報更新)を検討する>

- 情報の更新、新たな情報の収集
- 寄付の募集や冊子のPR方法の検討
- 印刷・製本(テーマの異なる「〇〇編」の作成)

※平成 22～23 年度の進捗を踏まえ、可能なところは前倒しで進めていきます。

アクションプラン 3

まちづくり事業の協働ルールづくり

●まちづくり事業における協働や市民参画の約束

まちづくりに関わる計画の策定や事業の実施にあたって、協働での取り組みや市民の参画を図るべき取り組みの選定や具体的な協働の方法を示すルールをつくります。

(狙い)

- 市民と行政の協働や市民参画を図る取り組みの明確化
- 主要な計画の策定、事業における市民の参画機会の拡充
- 市民と行政の信頼関係の醸成

【事業概要】

(1) 協働ルールの方針検討

- ・協働ルールを設定する目的、方法などについての検討

(2) 協働ルールの項目や内容を検討

- ・協働ルールの対象となる行政・民間事業の精査
(分野、事業規模＝予算額、利害関係者、内容)

(3) 協働ルールの基準検討

- ・どのような事業であれば、どのような協働や市民参画を図るべきか
(委員会などの設置基準、公募の必要性および比率、アンケートやパブリックコメントの実施基準など)

(4) 行政事業における協働の状況把握

- ・設定基準に当てはめた場合の行政事業における実現状況の整理
(「協働」の視点による事業分析)

(5) 協働ルールの導入

- ・設置基準を踏まえた協働ルールの導入
- ・導入目標の設定

【市民・行政の役割】

◆市民・団体の役割

- ・民間の取り組みにおける協働ルールの検討
- ・行政の協働ルール対象事業における協働、市民参画への積極的な関与

◆行政の役割

- ・協働ルールの方針・基準の検討および導入決定
- ・庁内における協働ルールの周知、実行促進
- ・計画策定・事業における市民協働・市民参画の検証

目標

- 協働ルール（試案）の設定と仮導入
- ルール（試案）に応じた目標値（％）の設定

[想定スケジュール]

平成 22 年度 協働ルールの必要性を庁内で啓発し、方針を決める

- 協働ルールに関する庁内意識啓発
→仮称：庁内協働推進マニュアルの作成
- 協働ルールの方針検討
- 庁内の協働型事業分析の研修・実験的な取組みへの市民参画

平成 23 年度 どんな計画やまちづくり事業で協働するか、項目と基準を決める

- 協働ルールのコンテンツ（基準）の検討
→協働対象事業の基準対象項目の設定
→基準対象基準（数値）の設定
- 行政事業における協働状況の把握
→市民の参画による事業分析の実施
- 協働導入目標の設定

平成 24～26 年度

<協働ルールを導入してみる>

- 行政事業における協働ルールの実施

<協働ルールの実現状況を把握して、広く市民に知らせる>

- 協働ルールに関する検証
→協働・市民参画の内容の把握
- 市民への公表
- 行政事業における協働ルールの継続

<ルールを改善し、継続的に実行する>

- 検証結果を踏まえた協働ルールの改善の検討
- 協働ルールの行政事業における導入継続（平成 24 年度からの継続）

※平成 22～23 年度の進捗を踏まえ、可能なところは前倒しで進めていきます。

アクションプラン 4

企画提案型協働事業の実施

- 市民や団体からの協働への企画提案の募集、実行支援
市民や団体から、行政との協働で取り組みたい事業を募集し、効果的な事業を審査し、実行します。
(狙い)
 - 市民の自発的な取組みを基本とした、新たな協働事業の創出
 - 市民団体の企画提案力の向上
 - 市民活動への「協働の視点」による支援（財政支援、人的・情報支援）

【事業概要】

- (1) 市民団体等の意向把握
 - ・企画提案型事業に関する団体などの意向把握（提案事業の可能性など）
- (2) 企画提案型協働事業の制度設計
 - ・応募意欲を高めるためのメリット、使い勝手の良い制度づくりの検討
- (3) 公募の実施
 - ・団体などへの呼び掛け
- (4) 公募案件の審査（事業のやり方によって変更があります）
 - ・市民（団体）、行政などの参画する審査組織づくりと審査の実施
- (5) 協働事業推進（支援）体制の整備（事業のやり方によって変更があります）
 - ・提案分野の担当（関連）部局を中心とした行政の協働推進体制づくり
 - ・市民（団体）・行政の協働による効果の検証

【市民・行政の役割】

- ◆市民・団体の役割
 - ・制度設計への意見提案
 - ・提案募集への応募
 - ・審査、協働まちづくり事業、検証への協働参画
- ◆行政の役割
 - ・制度設計
 - ・企画提案型事業の制度化
 - ・審査通過案件の協働推進（担当部局が対応する仕組みの整備）

目標

- 市民団体の応募案件数、目標値の設定(件数)
- 提案型協働事業 モデル事業の実践

[想定スケジュール]

平成 22 年度 仕組みを研究する

- 市内団体の協働提案事業に関する意向の把握
→応募の可能性、応募の際の要件など
- 市内・他都市事例の整理
- 企画提案型協働事業の制度づくり
- 審査組織の立ち上げ

平成 23 年度 モデル的に一度、事業をやってみる

- 企画提案型協働事業（試作）の募集
- 審査組織による応募案件の審査
- 選定された提案の推進

平成 24～26 年度

<モデルの良かったところ、悪かったところを話し合って、改善する>

- 企画提案型協働モデル事業の検証
- 制度の改善
- 中間支援組織などによる、選定されなかった団体へのアドバイス、指導

<改善した取組みをさらに実行してみる>

- 企画提案型協働モデル事業（第二次）の実施

<本格的な実行に備える>

- 企画提案型協働モデル事業（第二次）の検証
- 制度の確立
- アクションプラン取組み成果のまとめ

※平成 22～23 年度の進捗を踏まえ、可能なところは前倒して進めていきます。

アクションプラン 5

かめおか市民活動推進センターの活動強化

●「まちづくり協働」の啓発および、リーダー・人材育成
かめおか市民活動推進センターにおける情報発信や人材育成の事業、団体と連携した活動を強化し、「まちづくり協働」に関する市民意識を高めるとともに、市内で活動する各種団体の意欲・ノウハウをはぐくみます。

(狙い)

- 「協働」に関する市民および団体の理解の促進
- 「協働」のまちづくりへの市民・団体の積極的な参画・参加の促進
- センター事業の活性化や団体ニーズの反映など、団体とセンターが手を携えた取組みの推進
- 情報発信拠点・コーディネート拠点としての「かめおか市民活動推進センター」の役割・機能の充実
- 将来的な法人化も一つの選択肢としたセンター管理運営体制の強化

【事業概要】

(1) 啓発講座の開催

- ・市民向けまちづくり講座・講演会などの開催
- ・団体リーダー・中核人材向け講座の開催

(2) 市民人材の交流機会の創出

- ・公益活動団体のリーダーや中核的人材の交流会の開催
(各団体の活動の発表、協働まちづくりの事例紹介、情報交換)

(3) 情報発信の充実・強化

- ・常設の公開・展示場所づくり
(事例紹介資料・パネル、活動団体の情報提供)
- ・ホームページの開設
(市内事例紹介、先進事例紹介、支援制度の提供)

【市民・行政の役割】

◆市民・団体の役割

- ・「かめおか市民活動推進センター」の運営への参画
- ・「かめおか市民活動推進センター」が開催・実施する講座・研修会・情報発信などの企画への参画
- ・「かめおか市民活動推進センター」が開催・実施する講座・研修会への参加

◆行政の役割

- ・「かめおか市民活動推進センター」の運営支援
- ・まちづくり協働に関する情報の提供
- ・広報紙や市ホームページを使った情報発信の協力
- ・市民アンケートの実施による「協働」に対する意識変化の把握・検証

目標

- 「協働まちづくり」の認知度の向上（市民アンケートなど）
- 常設展示場所・情報サイトの開設
- かめおか市民活動推進センター登録団体の増加

[想定スケジュール]

平成 22 年度 効果のある情報発信や啓発の方法について研究する

- 情報発信に関する方法の検討
（常設の場所および展示の方法、ホームページの内容）
- 大学などとの連携による新たなプログラムの検討
→大学、NPOなどとの連携によるプログラムの研究
→団体、市民の興味・関心を高め、参加者を増やす工夫の検討
- 工夫を活かした講演会などの試験的な実施

平成 23 年度 工夫・アイデアを生かして、より良い取組を考える

- 常設展示・ホームページの試行
→情報収集、PR資料化（パネル、パンフレット）、ホームページ内容
- 試験的な取組（常設展示、ホームページ、前年度の講演会など）の検証
→来訪者へのアンケート等による課題、改善点などの意見募集、分析
→改善方法、新たな工夫の検討

平成 24～26 年度

<できるかぎり実行していく>

- 常設展示の実施
- ホームページの開設
- 協働啓発やリーダー育成のための講演会、研修会、交流会などの実施

<それぞれの取組みを継続しながら、改善する>

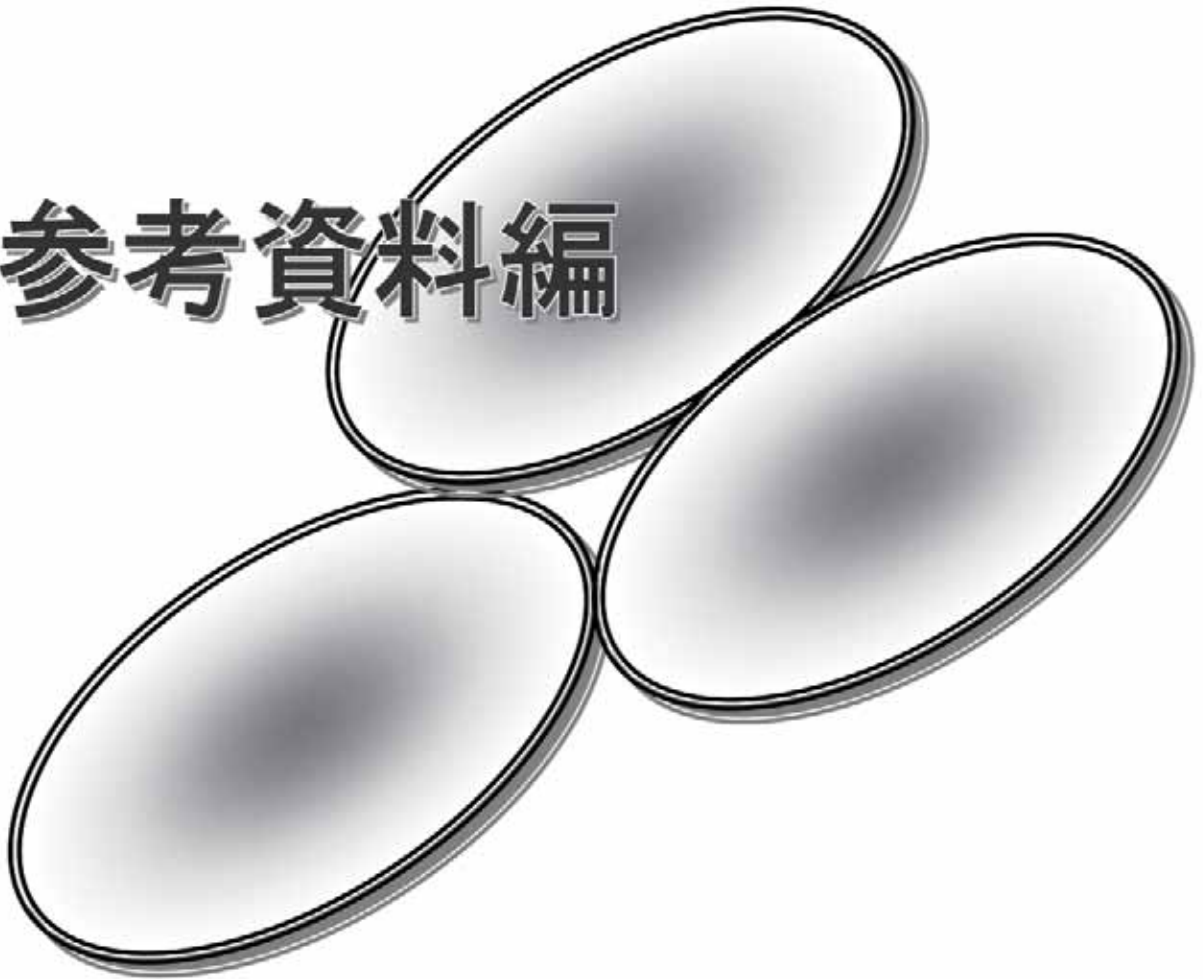
- 常設展示・ホームページの運営
- 人材育成プログラムの運営（講演会、研修会、交流会など）

<取組みの効果について調べる>

- 取組みの改善・取捨選択に向けた市民（団体）意識調査の実施

※平成 22～23 年度の進捗を踏まえ、可能なところは前倒して進めていきます。

参考資料編



参考資料 1

亀岡市まちづくり協働推進委員会委員名簿

役職	氏名	就任期間	性別	選出団体等
委員	今井 覚	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	男	元気サークル大井
委員	大嶋 雅子	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	女	市民委員
委員長	小川 博	平成21年7月1日～ 平成22年6月19日	男	有識者(亀岡駅周辺まちづくり協議会会長)
委員	斉藤 静代	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	女	亀岡商工会議所
委員	坂本 信雄	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	男	有識者(京都学園大学教授)
委員	高木 玲子	平成21年7月1日～ 平成22年6月19日	女	亀岡市社会福祉協議会
委員	田中美賀子	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	女	亀岡子育てネットワーク
委員	中島三羊子	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	女	かめおか市民活動推進センター運営委員会
委員	中村 功	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	男	市民委員
委員	西口 純生	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	男	亀岡市議会
委員	西村 明弘	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	男	市民委員
副委員長	西村 禮子	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	女	市民委員
委員	深尾 昌峰	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	男	有識者(きょうとNPOセンター常務理事)
委員	丸山 礼子	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	女	市民委員
委員	八木 敬三	平成20年6月20日～ 平成22年6月19日	男	亀岡里山クラブ
委員	吉田 弘	平成21年7月1日～ 平成22年6月19日	男	亀岡市自治会連合会

役職	氏名	就任期間	性別	選出団体等
元委員長	井内 邦典	平成20年6月20日～ 平成21年6月30日	男	有識者(元亀岡市まちづくり協働推進検討委員会会長・平成21年度熟年パワーまちづくり推進委員会委員長)
元副委員長	清水 愛子	平成20年6月20日～ 平成21年6月30日	女	市民委員
元委員	中西 俊弘	平成20年6月20日～ 平成21年6月30日	男	亀岡市自治会連合会
元委員	山下 弥生	平成20年6月20日～ 平成21年6月30日	女	亀岡市社会福祉協議会

平成20年度 亀岡市まちづくり協働推進委員会 検討経過

	期 日	時 間	会 場	参加委 員数	傍聴者 等数	特記事項
第1回亀岡市まちづくり協働推進委員会	6月20日 (金)	午前10時～ 正午	ギャラリーかめお か「大広間」	17	4	・委嘱交付(17名) ・委員長、副委員長の選出 ・今年度のスケジュール説明 ・協働のまちづくりに関する アンケート調査
第2回亀岡市まちづくり協働推進委員会	8月4日 (月)	午後1時30分 ～3時30分	亀岡市役所 「市民ホール」	13	2	・協働のまちづくり普及啓発 (市民アンケートについて) (講演会等の開催について)
市民アンケート調査の実施	9/17(木)～10/15(木)		調査数 1,000名 ・ 回収数 408件		市内在住の18歳以上の方 (無作為抽出)	
第3回亀岡市まちづくり協働推進委員会	10月29 日(水)	午後1時30 分～4時	ギャラリーかめお か「大広間」	15	2	・協働のまちづくり普及啓発 事業の報告 ・啓発パンフレット作成 ・まちづくり協働推進実施 計画骨子素案
企業アンケート調査の実施	12/8(月)～1/9(金)		調査数 105企業 ・ 回収数 36件		市内企業に郵送で調査	
第4回亀岡市まちづくり協働推進委員会	12月24 日(水)	午後1時30 分～4時	亀岡市役所 「302会議室」	14	4	・協働のまちづくり普及啓発 事業の報告 ・市民アンケート調査の経過報告 ・まちづくり協働推進実施計 画の施策案
第5回亀岡市まちづくり協働推進委員会	3月23日 (月)	午後1時30 分～4時20分	亀岡市役所 「202,203会議室」	13	2	・協働のまちづくり普及啓発 事業の報告 ・企業アンケート調査の経過報告 ・まちづくり協働推進実施計画 中間とりまとめ素案

平成21年度 亀岡市まちづくり協働推進委員会 検討経過

	期 日	時 間	会 場	参加委 員数	傍聴者 等数	特記事項
第1回亀岡市まちづくり協働推進委員会	7月1日 (水)	午後1時30分 ～3時30分	ギャラリーかめおか「大広間」	15	6	・委員長、副委員長の選出 ・今年度のスケジュール説明 ・市民活動推進センターの運営等 ・提案シートの依頼
委員に提案シートの依頼	7/1(水)～7/7(火)		提案数	3件		・実施計画に反映する。
第2回亀岡市まちづくり協働推進委員会	8月27日 (木)	午後1時30分 ～3時30分	亀岡市役所 「庁議室」	15	1	・5アクションプランの提示 ・市ステップ分析の説明 ・1回目の意見と、提案シートの反映
まちづくり協働推進実施計画策定に係る市民団体アンケート調査	10/7(水)～10/16(金)		調査団体数 80件 ・ 回収数 20件		NPO団体等へ郵送。かめおか財団に協力依頼	
第3回亀岡市まちづくり協働推進委員会	11月2日 (月)	午前10時～正午	亀岡市役所 「市民ホール」	14	1	・5アクションプランの再協議 ・市民団体アンケート調査の分析
第4回亀岡市まちづくり協働推進委員会	12月4日 (月)	午前10時～正午	亀岡市役所 「市民ホール」	14	2	・5アクションプランの再協議
パブリックコメント	12/15(火)～1/15(金)		提案数	2件		お知らせ版、市ホームページで広報する。
第5回亀岡市まちづくり協働推進委員会	2月18日 (木)	午前10時～正午	亀岡市役所 「市民ホール」	13	1	・パブリックコメントの報告 ・完成品の協議 ・名称の協議
実施計画完成	3月					

参考資料 3

亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱

平成20年5月1日
告示第95号

(設置)

第1条 亀岡市まちづくり協働推進指針に基づき、市民と行政とのパートナーシップにより、協働によるまちづくりを推進していくため、亀岡市まちづくり協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、市長に進言及び助言を行う。

- (1) 協働によるまちづくりを進めるための施策・実施計画の策定に関すること。
- (2) 協働によるまちづくりに向けた具体的、実践的な取組みに関すること。
- (3) その他委員会において必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、専門の学識経験を有する者、市議会議員、NPOの代表者、その他市民等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習部市民協働課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

支え合い あなたと築くまちづくりプラン

～亀岡市まちづくり協働推進実施計画～

◆発行日 平成22年（2010年）3月

◆発行 亀岡市 生涯学習部 市民協働課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

tel 0771-22-3131（代）

<http://www.city.kameoka.kyoto.jp>
